

薩摩焼をめぐる苗代川関係文書について

深港恭子
(本館資料調査編集員)

当館は、平成一〇年に薩摩焼発祥四〇〇周年を記念して「世界のさつま」という展覧会を開催した。その際、現存する薩摩焼関連の参考文献を調査し、それらによる薩摩焼年表を図録の巻末に掲載した。この年表の目的は、どの情報がどの文献に記されているかを紹介するとともに、現在書籍類で紹介されている薩摩焼の歴史がどのような文献から導き出されてきたものかを明らかにすることであった。

そのため、時間の許す限り多くの文献にあたつたが、一見数多く見える文献等も、元となる一つの史料を踏襲してまとめ直したものなどが多く、決して豊富にあるとは言えず、中でも役所などの公的記録や日記といつた客觀性の高い文献が極めて少ないことが、当時調査を進める中での率直な感想であった。さらに明治時代になると、封建社会からの解放という一大転換期を迎えると、保護を失つた中でそれが独自に生き残りを迫られた。その一方で、今回本文で紹介する明治六(一八七三)年のウイーン万国博覧会以降、万博とともに国内でも盛んに勧業博覧会が開催されるようになり、産地は販売促進とアピールの場を求めて競つてそれに参加した。このようなことから、それらに関連した文献類には、誇張された内容のものも多い。

このため、薩摩焼に関する文献の整理が重要な課題であるとの認識を深くしたが、今回は薩摩焼の発祥から現代に至るまで、その命脈を保つ

ている苗代川をめぐる史料数点に取り組んだ。今回の目的は、苗代川をめぐる史料の出自を含めた位置と内容の紹介、それらの内容から苗代川の歴史を紹介することに主眼を置いた。今回三つの史料を取り上げるが、そのうちの二点及び本文で参考にした一部の文献は、前述の年表では調査の対象に入っていない。今回ここで取り上げて紹介することにより、図録の年表を補足することにもなればと思う。

第1章 「先年朝鮮より被召渡留帳」

薩摩焼研究の基本史料として、これまでに行われたどの研究にも薩摩焼の歴史を手繕る最も重要な史料として扱われてきたのが、国立国会図書館が所蔵する「先年朝鮮より被召渡留帳」(以下、「留帳」という)である。この記録については、薩摩焼研究の先駆者である前田幾千代氏が昭和九年に著した『薩摩焼總鑑』及び昭和一六年に田澤金吾氏と小山富士夫氏がまとめた『薩摩焼の研究^{*1}』で参考文献として扱われたのはじめとして、その後の研究に欠くことのできない史料となっている。

薩摩焼発祥をめぐっては、朝鮮陶工の渡来した時期について、文禄年間説と慶長三年説という二つの説が言われてきたが、現在ほぼ定説となっている慶長三年説の最も重要な根拠の一つとされているのがこの「留帳」である。

「留帳」は、昭和五一年に覆刻された『陶器全集^{*2}』第三巻の「図解薩摩焼^{*3}」に含まれている。薩摩焼の原料や製作法の記述と絵図、苗代川から陶工たちが移住して開かれた笠野原について記録した「先年朝鮮も被召渡由来記」及び薩摩焼銘款とともに紹介されている。『陶器全集』には、これらの史料については「原本は、上野帝国図書館蔵本であつて、明治初期、政府の命令で描かしめたものかと想像される」と紹介されている。また、その他の「留帳」を参考文献として扱つてゐる薩摩焼関係の記述等を見ても、その紹介はおおむね「明治五年政府の要求によつて記された」といつた具合に書かれている。

しかし、この史料が薩摩焼の基本史料として扱われてきた点を考慮すると、今からおよそ四〇〇年前、豊臣秀吉の朝鮮出兵に参加した島津義弘が連れ帰つた朝鮮陶工たちによつて始まつたとされる薩摩焼の歴史を語るには、意外にその執筆された年代が新しいことに驚く。また、政府の要求とは何であったのか、何の目的で記されたのかという、この資料の根本的な出自とも言ふべき情報は、あまり知られていない。ここではできるだけこの資料の歴史的な位置を明らかにしていきたい。そのためには、「留帳」が所収されている『陶器集説』の位置付けが不可欠であるため、これに着目しながら「留帳」について検討してみたい。

1 「陶器集説」

(1) 概要

「留帳」は、国立国会図書館が所蔵する『陶器集説』全四巻に所収されている。これについて、『国書総目録』には「四冊類一陶磁 写一国会」と紹介され、国会図書館の蔵書目録にも、同じく写本という形で

紹介されている。第一巻が「陶」、二巻が「器」、三巻が「集」、四巻が「説」となつた和綴本で、サイズはそれぞれ縦二六・五センチ、横一九・〇センチ、厚さは一・三・一・八センチである。厚手で茶色の表紙がつき、「陶」「器」の二冊、「集」「説」の二冊がそれぞれ一つの帙に納められている。基本的には墨書きの手記で、「説」の最後の部分に一カ所だけ印刷によるものがある。

一頁目に「大正2・7・21購求」の青印と、「帝国図書館」の朱印が押されており、大正二年七月二一日に国会図書館の前身である帝国図書館が購入したものであることがわかる。さらに「杉園藏」という朱の蔵書印が押されている。杉園とは、文学博士小杉権^{*4}氏の雅号で、「国立国会図書館蔵書印譜^{*5}」には、この印が押されているものは同氏の旧蔵本であると記されている。国会図書館には、小杉氏の旧蔵本が四〇〇冊余り入つており、そのほとんどが写本で、勧業博覧会関係のものも多少混じつているという。小杉氏は、明治五年に新政府に出仕し、帝室博物館の技手や東京帝室博物館の評議員も勤めている。このようなことから『陶器集説』が、同氏の蔵書になつたのではなかろうか。

『陶器集説』には序文等ではなく、作成の経緯はこの本からは分からぬ。それぞれの巻の見返し部分に見出が書かれており、「陶」には、京都粟田焼・五條阪焼、近江信楽・國分、尾張瀬戸・赤津、美濃高山・多治見、加賀九谷とあり、「器」「集」「説」も同様のスタイルで、全国の陶磁器の産地名が記されている。

内容は、四冊とも一貫して産地ごとにその起源や材料、使用した道具、技法を紹介しており、中には彩色を施した道具や製作風景の絵図を添えているものもある。また、一部の産地には記述年を書いたものがあり、

その年は一部の例外を除き、すべて明治五年である。提出者の名前も書かれている場合が多い。中には「仰せにより書付」といった記述も見られ、何らかの要求によって記されたことを窺わせる。

用紙は、博覧会事務局の名称のある野紙のほか様々な用紙が混在している。前述したとおり、「陶器集説」は写本の扱いであるが、実際に写本されたのは、博覧会事務局の野紙の部分のみと見られる。その他は、全国の焼物産地が提出した資料そのものと思われ、それを裏付けるように、最後の部分に署名に黒印を押したものがある。これらの情報を四巻にわけて製本したものが『陶器集説』である。

先に、明治五年の記述が多いのに対し例外があると述べたが、これは「説」の肥前有田の部分に、明治一年に臨時全国寶物取調局の野紙に書かれたものが入り、さらに明治一五、一六年の情報が入った印刷物が含まれていることである。これはおそらく、明治五年に提出された史料が『陶器集説』という形で製本されたのは、少なくとも明治一五、一六年から小杉氏が所蔵していた大正二年までのことで、製本する際、関連の情報として付け加えられたものと思われる。

(2) 薩摩の記述

『陶器集説』の中で、薩摩焼に関する記述は「説」の中にある。この部分の構成は、大きく「高麗傳陶器起元製造書」(二七丁)、「先年朝鮮より被召渡留帳」(三〇丁)、「先年朝鮮より被召渡由來記」(七丁)に分かれれる。

「高麗傳陶器起元製造書」は、さらに「磁器製造起元之事」(二丁)、焼物製作等の記述(一一丁)、絵図(一四丁)に分けられる。「磁器製造起

元之事」は、慶長三(一五九八)年に始まる薩摩焼の起源を説明し、続いて他産地の記述と同じく、焼物製作に関する記述へと続く。ここでは、原料の採取地、採取した土の製法、釉薬の調合法、窯建築の方法、色絵具の調合法、さらに当時使用していた窯道具の名称及び使い方の説明にまで及び、絵図には焼物製作の様子と、使用していた道具が描かれている。専門の絵師の手になるものと思われ、それぞれの場面が生き生きと描かれ、製造状況の記述とともに当時の薩摩焼製作の様子を知る貴重な史料である。

「留帳」には、苗代川の歴史が、慶長三年の朝鮮陶工の上陸から享保七(一七二二)年まで編年的に記されている。この内容については後で詳しく紹介する。この文書の差出人として、役人車金圓、鄭仙益、與頭沈孟順、朴寿悦、金孟廣が名を連ね、それぞれに黒印が押されている。日付は「申五月廿五日」つまり明治五年五月二五日である。

「先年朝鮮より被召渡由來記」(以下「由來記」という)も「留帳」と同じスタイルで、こちらは苗代川から笠野原に陶工が移住して始まった笠野原焼に関する記述である。この中には、苗代川から笠野原への移住に関する文書を寫したものも含まれており、非常に客觀性の高い資料であると思われる。差出人及び日付は、「留帳」と同様である。

この薩摩に関する部分について、さらに用紙の質等について述べておくと、「高麗傳陶器起元製造書」は博覧会事務局の野紙に書かれており、それに添えられた絵図は別の用紙を使用している。「留帳」及び「由來記」については、「留帳」の表紙のみやや白味の強い和紙で、その他はすべて同じ和紙に書かれている。

(3) 「薩陶製観録」

鹿児島県立図書館と東京大学史料編纂所が、それぞれ『薩陶製観録』

という薩摩焼関係の資料を所蔵している。薩摩焼に関する記録を丹念に集めた内容豊富な写本である。編纂所蔵の『薩陶製観録』は、大正一五年に県立図書館所蔵のものを島津家臨時編輯所が写したものである。編纂所蔵の目次に「一、明治五年九月博覧會事務局へ差出候控」という項目がある。県立図書館蔵本にはこの目次ではなく、島津家臨時編輯所が写す際に新たに目次を書き加えたものであるが、同じ内容の記録は県立図書館本にも含まれている。これに記されている内容は、『陶器集説』中の「高麗傳陶器起元製造書」の焼物製作等の記述の部分とほぼ一致しており、その文末に「明治五年壬申九月高麗傳陶器起元製ノ次第並機械ノ圖博覧會事務局へ差出候扣ト有リテ扣」とある。文字通り、明治五年九月に高麗伝陶器起元製の次第並びに機械の図を博覧會事務局へ差し出した控えが存在し、その控えをさらに写したものである。

このことから、『陶器集説』の薩摩焼の部分の提出先が博覧會事務局であつたことが分かり、その中の「高麗傳陶器起元製造書」の部分が博覧會事務局の墨紙に写されたものと思われる。

(4) 甲賀郡長野村の提出資料

『陶器集説』の薩摩焼の部分は、前述のとおり博覧會事務局に提出されたものと思われるが、その他にも同様のことを裏付ける記述がある。「集」の巻に含まれる甲賀郡長野村の記述の最後の部分に「右者此度博

覽會ニ付陶器製造員數明細ニ取調可奉書上旨被仰付取検査候處書面之通相違無御座候、圖面之儀者別冊ニ奉書上候、以上 明治五年壬申五月

甲賀郡長野村年寄石野五兵衛 年寄奥田庄左衛門 庄屋加藤彦二郎 滋賀県御廳」という記述がある。

この一文は、『陶器集説』の性格を端的に示している。まず、この文章を分析すると、博覧會のための資料であること、陶器に関する明細の取調を行い提出することを命ぜられたこと、絵図を付けることも指示されたこと、提出したのは明治五年であること、その土地の責任者と言える年寄、庄屋等が提出していること、差出先は県庁であることが分かる。先に述べた薩摩焼とこの長野村の記録から、これらの史料提出の目的は博覧會にあり、産地の調査と史料の提出が博覧會事務局から命ぜられ、各県庁がその産地の責任者に史料の提出を依頼し、明治五年に提出されたということになる。そして、集められた史料は、一部博覧會事務局で写本された。

それでは、これらの資料が必要とされた博覧會とはいつたま何であるうか。『陶器集説』の中身が提出された明治五年と関わりの深い博覧会について検討を進めたい。

2 ウィーン万国博覧会

(1) 明治五年と博覧会

日本は、慶応三(一八六七)年のパリ万国博覧会に明治政府として初めて出品を行つた。しかし、この時は薩摩藩が「日本薩摩太守政府」、佐賀藩が「日本肥前太守政府」として、明治政府の「日本大君政府」と対等の立場で博覧会に参加した。

一九世紀後半は、ヨーロッパを中心に盛んに万国博覧会が開催された時代である。この時代は、工業の分野での革命的発展に端を発した諸分

野での大転換期にあたり、それに伴いそれぞれの国の文化水準を表現する場、世界の最先端の「産業」の動向を目の当たりにできる機会として萬国博覽会が盛んに開催された。博覽会自体が産業の発展の一端を担っていたとも言えるだろう。そのため、世界各国が競って博覽会に参加し、自國の世界へのアピールと、「産業化」のための情報の収集に力を尽くした。

日本もその例外ではなく、「産業化」の情報収集のみならず、西洋文明そのものの吸收もまた、日本にとっては大きな意味を持つた。この状況下で、明治政府が初めて国として本格的に参加したのが、明治六（一八七三）年開催の「ウイーン万国博覽会」（五月一日から一月二日まで開催、以下「ウイーン万博」という）である。ウイーン万博は、明治政府が世界に向けて日本の物産を紹介するのはもちろんであるが、明治政府自身を世界にアピールする格好の機会となつたわけで、政府は威信を懸けて、その成功に向けて極めて周到な準備を行つた。明治五年とは、この博覽会の前年、博覽会参加の準備に明治政府が全力を尽くしていた年である。

この動きの中で、「該会參同ノ事決スルカ出品解説ヲ著作スルノ必要ヲ生シ其製法ヲ考究シテ幾多ノ材料ヲ蒐集セリ」（記要）というように出品物の解説をつくるためにその材料となる情報収集の必要が生じた。博覽会事務局からの通達には「物品所産並ニ製造等之著説ハ尤肝要ニ付・」、「御國天產人造物ヲ最終選択シ其図説ヲ可要モノハ之ヲ述作シ・」（記要）とあるように、参考資料の提出が求められた。こうして全国から集められた情報のうち、特に陶磁器に関する提出書類を集めたものが、「陶器集説」の中身である。

(2) ウィーン万博と『陶器集説』

ウイーン万博参加に関しては、「澳國博覽會參同記要」^{*6}（以下、「記要」という）によると、明治四年二月にオーストリア公使から外務卿澤宣嘉に初めて参加要請があり、同一二月出品の種類員数等の調整が行われ、翌五年一月八日には正院中に局が設けられ、その月に太政官から一般に向けてウイーン万博参加の布告がなされた。同二二日には、局は博覽会事務局と名前を変え、以後博覽会参加に関する準備がここを中心にして

行われることになる。この間に各府県に出品勧誘の要請が出されているが、三月にはさらなる充実を図るため、物産の多い地方へは局員が派遣されている。

特に、「京都ノ織物陶器佐賀縣ノ磁器…（中略）…麿島縣ノ薩摩燒柄木縣桐生ノ織物其他東京蒔繪職等ノ如キ後來輸出ノ目的アル物品ニシテ其職業抜群ナル者ハ特ニ之ヲ本局へ呼出シ篤ク説諭ヲ加ヘ且多少物品ヲ製造セシメ而シテ製造中他ノ職工ヲ管理スベキ者ニハ職業ヲ励精シ良品ヲ製出セシメンガ為メ物価ノ外金五圓前後ノ月給ヲ付與シ…」（記要）とあるように、輸出の可能性のあるものに関しては、積極的に出品を要請し優遇措置が設けられている。そして、薩摩焼もその可能性を注目されていた重要な商品の一つであった。

器集説』の甲賀郡長野村の記述から明らかである。このように「記要」

に見られる記述と、『陶器集説』の内容及びそこから窺われる史料提出

の経緯は、全く一致するものである。

「記要」によれば最終的に、博覧会事務局が出品物の採集を終了したのは、明治五年の一月であった。そして同月二十九日から梱包作業が始まり、翌六年の一月一〇日品川から船でウィーンに向けて出発、約七〇日間の船旅を経て三月二一日にオーストリア着、出品物が博覧会の会場に到着したのはさらに一ヵ月あまり後の四月下旬のことであった。

ワイン万博に出品された薩摩焼は、「万国博覧会出品目録」によると苗代川から大型の花瓶や茶碗、壺など白薩摩が一九種七五点、龍門司から五種一一点であった。^{*8}

ここで、「留帳」の記された明治五年五月と『薩陶製蒐録』の明治五年九月提出という二種類の日付について、若干言及しておきたい。博覧会出品については、その提出の期限は六月晦日とされた。そのため、『陶器集説』に含まれている史料は、明治五年の五月から六月にかけてのものが多く、県庁宛になっている場合が多い。「留帳」の日付が五月であるのに対し、『薩陶製蒐録』に九月に提出されたと記されているのは一見矛盾しているようにも見えるが、これらの記述が産地の責任者から各県庁を通して博覧会事務局に提出されているという時間的な経緯を考えると、特に問題はないと思われる。

また、物品の提出期限は六月となっていたが、実際はその限りではなかったようである。これは、『陶器集説』中に七月、一〇月の日付のものが含まれていることからも窺えるが、前述したとおり、実際に出品の採集が終了したのは、当初の目的から五ヵ月後の明治五年一月のこと

であった。

3 博覧会事務局の調査内容

『陶器集説』の薩摩焼の記録についてはすでに述べたが、さらに全体を通観したとき、資料を提出した産地に共通して取り上げられている項目があることに気付く。まとめ方の順序や形式はそれぞれ独自の形をとっているが、含まれているのは次のような項目である。

①焼物产地の起源、②使用する土の産出地、③焼物用土の製法、④釉薬となる原料及びその産地、⑤窯の造り方（窯の形態）、⑥絵の具の種類と製法、⑦焼き方である。

すなわち、これらが博覧会事務局が特に求めた調査内容であったと思われる。また、前述したように、博覧会事務局は図説の要求も行つていいため、『陶器集説』の多くの産地の資料に絵図が含まれている。これらは単に明治政府が行った焼物产地の調査ではなく、翌年に参加を控えたワイン万博のためという明確な目的をもつて行われた調査であり、これらの調査結果は、出品作品の選定、あるいは出品作品を博覧会で紹介し、広く海外に売り込むための補足資料として有効に活用されたことは想像に難くない。

この調査は、明治五年に全国の焼物产地に対して一斉に行われており、現代で言うなら全国焼物統計調査とでも言つたところであろうか。それぞれの産地の由来から原料、技術全般、場合によつては生産高に至るまでの調査が、明治初期の段階、いわば江戸時代からの伝統が色濃く反映を残していた時代に全国一斉に行われたことは、大変意義深いことと言えよう。

4 「留帳」の性格

これまで述べてきたように、まず明確に言えることは、「留帳」を含む記述は、ウイーン万博に薩摩焼を出品するにあたり、作品の選定や博覧会で作品を紹介するための資料を提供するために執筆されたものであるということである。そしてこれらの史料は、博覧会事務局が各県庁に依頼し、さらに県庁が苗代川に史料の提出を命じたもので、それに対して史料を提出したのが苗代川の役人車金圓・鄭仙益、與頭沈孟順・朴寿愬・金孟廣といった苗代川の中心的人物たちであつた。

しかし、「留帳」の内容は、薩摩焼が発生してすでに一七〇年以上を経た明治五年に記されているにも関わらず、発生から一四〇年足らずの歴史しか記されていない。明治五年に、当時薩摩焼を代表する産地であった苗代川で、薩摩焼に関する歴史をまとめる作業が行われたとしたら、内容が苗代川に限定されるにせよ、薩摩焼の発祥から明治五年までの歴史が記されるのではなかろうか。この点で、何か矛盾を感じざるを得なかつたが、これを県庁へ提出された一連の史料の一部としてみると、日付及び署名は、県庁への提出に関連した日付と署名であることがわかる。そのため、「留帳」の本文と日付及び署名は一端切り離して考える必要があるのではなかろうか。

また、提出史料には「磁器製造起元之事」という薩摩焼の歴史を紹介した「留帳」とは別の記述が存在する。これは、極めて簡潔にまとめられており、五〇〇字余りのものであるが、渡来年と到着地、渡來した者の姓、焼物用白土の発見者とその所在、苗代川の風俗、そして「今爰に住居するものの男女一千四百五拾餘人古人より傳來之陶器製を以て平生の産業とす・・」のように明治五年現在の状況も含まれている。「陶器集

説』を通觀していくと、各産地の史料の中心をなすものは産地の起源や製法などで、薩摩焼に関して言うならこの「磁器製造起元之事」が含まれる「高麗伝陶器起源製造書」の部分である。

これらのことから、「留帳」は、明治五年段階での薩摩焼を調査・記述する際、その主体である「高麗伝陶器起源製造書」の内容、特に「磁器製造起元之事」の薩摩焼の歴史を補足するための史料として添えられたものと思われる。「留帳」として紹介された内容の原本としての文書類が存在し、それを写して添付したものではなかろうか。逆に言うならば、このことが「留帳」に一四〇年足らずの記述しかない理由を明らかにするのではなかろうか。

「留帳」の底本は少なくとも明治五年当時苗代川に存在し、苗代川の役人、與頭等に比較的知られたものであつた可能性が高い。今回はこれらの疑問について調査の機会がなかつたが、今後の課題としておきたい。

第2章 薩摩焼をめぐる三史料の比較検討

ここでは、前述の「留帳」に、東京大学史料編纂所が所蔵している「苗代川由来記」（以下、「東大本」という）及び黎明館が所蔵している「苗代川由来記」（以下「黎明館本」という）を加えて、三史料の内容の比較検討を試みたい。これら三史料を比較の対象として選んだのは、伝来が全く違うにも関わらず、そのスタイルや内容に共通する点が数多く見受けられるからである。

「留帳」については、第1章でその概要や記された経緯を含めて詳細に述べた。残りの二つの資料についてまずその概要を紹介し、三史料の比較を行い、その位置づけを試みたい。

1 東大本「苗代川由来記」

「東大本」は、当館と東京大学史料編纂所が共同で進めている「島津家文書収集整備事業」^{*9}によって、「島津家文書」^{*10}がデータベース化され、原本のマイクロフィルム画像をパソコンで検索・閲覧できるようになつた結果、目にすることことができた史料である。「東大本」は、『苗代川資料』と題する渡来朝鮮陶工たちの集落苗代川に関する史料が豊富に含まれる一連の史料の中の最初に納められている。

奥付によると『苗代川資料』は、島津家臨時編輯所の委員伊地知茂七氏が提出したもので、隈元潔氏が写本を行い、大正一五年一月二三日に完了、翌年二月二六日に島津家編輯所の図書として受け入れられる。公爵島津家編輯所の野紙に楷書体で書かれており、非常に読みやすいものである。本文は箇条書きで、編年的に歴史を紹介しているが、『東大本』は表紙と思われる部分に「第八號 苗代川由來記 自慶長三年 至寶曆十三年」と書かれている。また、この記述の最後に伊地知氏は、大正六年二月二〇日付けの但し書きを添えており、この史料は篠崎雄藏氏から借り受けて写したもので、底本には所々に書き入れや添削があつて読みにくく、前後の関係が分からぬ部分があつたと記している。本文の中に「伊云」と書かれたところがあり、伊地知氏が若干の注釈を加えている。

「黎明館本」が伝来したとみられる朴寿悦家について若干ふれておくと、朴寿悦は、すでに述べた「留帳」に、提出者の一人として署名、押印しており、苗代川の與頭を勤めた人物である。また、朴寿悦家は代々朝鮮通事として活躍した家柄でもある。^{*11}

鹿児島市在住の大武進氏が、同じく朴寿悦家伝來の文書「苗代川由來記」（以下「大武本」という）を所有しておられる。この文書は、同氏の著書『薩摩苗代川新考』によれば、苗代川の文書等が多く市場に出され散逸した時代に県内の古美術を扱う業者から、氏が購入した総数二四〇点に及ぶ朴寿悦家文書の中のひとつである。その記述によれば、「無表紙、和紙十丁の墨書き綴じ本」であり、「明らかに幕末、または明治初年の写本で、紛れもなく『苗代川由來記』（公爵島津家編纂所編・東大史料編纂所蔵）の異本である。」とされる。

「黎明館本」と「大武本」を比較してみると、①表紙及び題字がない、②編年的な箇条書きのスタイルである、③文禄元年にはじまり貞享元年の記述で終わる、④「黎明館本」は延宝の記述を「寛宝」と書き間違っているが、「大武本」も同様に「寛宝」と書き間違つていて構成を含めて類似点が多く、筆跡も同じと思われる。対して相違点は、若干表

損が見られるものの、保存状態はおおむね良好である。それぞれの紙には、左右に二カ所ずつ丸い穴があいており、以前は袋綴じの冊子の形態であつたとみられる。この文書は、長く個人の所蔵となつており公表されたことはなかつた。旧蔵者によると、苗代川の朴寿悦家伝來の文書の一部であるとのことである。表紙、題字等はなく、箇条書きの形式で、文禄元（一五九二）年から貞享元（一六八四）年までの苗代川にまつわる歴史を編年的に記録している。

現の仕方に違ひがある程度で、「黎明館本」は「大武本」の異本と捉えることができる。「大武本」は、系譜を含む朴家のまとまつた資料に含まれているため、「黎明館本」も朴寿悦家伝来のものであると考えてよいだろう。

3 三史料の比較

(1) 解読文の紹介

ここでは、重複する部分が多い三史料の内容について、より具体的に検討するため、それぞれを解読した後、三つの解読文を表形式にした。また、三史料に共通する箇条書きのスタイルに基づき、「一、・・・」という項目を実線で区切り、さらに内容ごとに分解して波線で区切り、重複する内容と独自の内容が区別できるようにした。その際、文章の繋がりを保つため、形を維持したまま内容が区切られる部分から横にスライドさせた。

漢字は文中の用字に従つた。変体仮名は而 茂 者 江 とのほかは平仮名に改めた。

道宣 詞序卷之九

「先平朝鮮片」波江渡留張

立法院圖書館藏「鈎語集說」序文

黎明館本「苗代川由来記」
朴寿悦家伝来

大正六年二月二〇日の伊地知茂七氏写本（隈元潔氏淨書）

大同元年正月
大同元年正月
大同元年正月

征し給ふ、嶋津御家薩隅日三州之大守兵庫守義弘公・嶋津又八郎忠恒公朝

卷之三

慶長三年戊戌冬被召渡候朝鮮人、串木野之内嶋平、市来之内神之川、鹿児島之内前之濱三所三着船仕候、

嶋平江着船仕候者男女四拾三
人二月卯辰吉

其姓八安·鄭·李·張·卞·朴·黃·林·車·朱·慮

編·卷·一·妻·何·陽·晉·丁·二·直·微·應·侯

黃·羅·燕八時分說
絕仕候、安·張二姓八燒物為指南琉球江御遣被成候、今以彼地江有之候由、

E

神之川江着船仕候者其姓八申・金・虎之二姓二而御坐矣、男女女

拾人計り有之候半与奉存候、

着船仕候内二而御座候、鹿兒嶋江着船仕候者姓數委敷相知不申候、凡

男女貳拾人餘り有之候半与奉存候、

着船之内二而御座候、右金光者朝鮮國王之親族故御帰シ被成候、光春八無妻故跡斷絕仕候、渭川跡前川家二而御座候、

其内夫婦參り候者も
有之、同姓之者も有之候、

胡洋人耶而第見烏立子之憂二日支召實自

事無く、若者より馬一頭と米二斗を贈る
被仰出候得共、南原城落城之節御手引ヲ仕候嘉儀ト由者、先船二而鹿兒嶋參り居候由承候ニ付、其者与一二所罷居事を如何ニ存、嶋平二罷居度御預り申上候、

跡高被下有之候、

一本二寛文五年七門之百姓被召移、

一、寛文五年、七門之百姓被召移、跡高為被下由相見得候、

其節八爰元江百姓七門罷居申候處ニ寛陽院様御意二而右門之内半分ハ朝鮮人共作職用ニ可差出旨被仰出候處ニ半分之高

其節八爰許江

三而八百姓之勤方難成趣申上候由、早速右七門之百姓方々江被召移跡高被成下、且又寺脇名之内高六拾石程抜地ニ而可差出旨被仰出候處

百姓七門罷居候處、寛陽院様御意ニ而七門之内半分ハ朝鮮人作職地として可被差出旨被仰出候へ共、半分ノ御高ニチハ百姓ノ勤方難叶段申上候得職地トシテ可差出旨被仰付候得共、半分ノ御高ニチハ百姓ノ勤方難叶段申上候得職地トシテ可差出旨被仰出候へ共、半分ノ御高ニチハ百姓ノ勤方難叶段申上候得

二、是又少も相成不申様申上候處ニ、則大知門東屋敷二門之百姓被召移、跡高都而朝鮮人江被成下候、右高今以作職地仕来り候、

ノ内高六十石抜地候テ可差出旨被仰出候得共、百姓共御郡座罷出難差出段申上候處、則大知門・東門二門被召移シ跡高都テ被下、于今作職仕来ナリ、

一 寛文六年市來之内前山与申所を朝鮮人為薪用被成下候ニ付、折々山見廻ニ一兩人ツ、差廻候處ニ、

一 寛文六年市來前山諸木為薪用高麗人共切山三方限ヲ以被成下候處、

有時市來之者共多人数ニ而盜伐仕候ニ付、制度仕候處ニ却而惡口仕、其者打擲仕候處ニ、

市來ノ者共毎々盜取候故制度仕候得者、惡口甚多故其者共ヲ打擲イタシ候處、

多人數之故難敵當罷帰り奉行所御披露申上候處ニ、

右打擲仕候者共ハ被召籠、市來ノ者共黨徒ヲ組多人数罷出、崔氏孫右衛門・車氏願作両共ニ打擲ニ逢難計故、御奉行所ヘ御披露申上候處、

其時 寛陽院様御意甚難有為被仰出、只今罷居候往還筋兩方之端、朝鮮人江獨ヶ敷者於有之者當人者勿論親類迄も可被行罪料との御制札御建被遊候由、

其時只今罷居候往還筋ノ兩方ヘ寛陽院様御上意ニテ朝鮮人江獨ヶ間敷儀共於有之ハ、當人ハ勿論親類迄モ可被行罪料也ト御制札被遊御立タルノヨシ候、

江被召移候様又々被仰出、廿五家二層敷并家迄御造被下、井戸壱ツ御堀被下罷歸り申候、

一 寛文九年己酉年、鹿府高麗町へ罷居候者共苗代川ヘ一所可被召集ノ旨被仰出、

江被召移候様又々被仰出、廿五家内引移相成、銘々二屋舗被下家並井戸一ツ御堀被下、其上付飯料ノ儀ハ近郷御藏ヨリ米並大麦ヲ以テ被下、庄屋役申真川ト申者受取時々配當有之、

一 寛文九年己酉年、高麗町江罷居候者共苗代川江一所ニ被召集ノ旨被仰出、廿五家内江屋敷并井戸三ツ御掘被下、

江被召移候様又々被仰出、廿五家内江屋敷并井戸三ツ御掘被下、其上付飯料ノ儀ハ近郷御藏ヨリ米並大麦ヲ以テ被下、庄屋役申真川ト申者受取時々配當有之、

一 寛文九年己酉年、高麗町江罷居候者共苗代川江一所ニ被召集ノ旨被仰出、廿五家内江屋敷并井戸三ツ御掘被下、

其節真川事御仮屋守被

茶屋ノ松ノ御茶屋モ御假屋ノ内ヘ被召置、上様御上下ノ節八先規

御付御切末四石被成下、庄屋代役李氏庄左衛門江被仰付、利官弓名拝領仕申候、

左候而茶屋之松、御茶屋を右仮屋内ニ被召置、上様御上下ノ節八先規

下被遊候節ハ先例之通り右茶屋ニ而燒物市相立、神舞・朝鮮歌踊等被

之通市相立神舞踊御光覽被為有、茶や之松之御茶屋も御假

1679	一 同七己未年 寛陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、	一 同七己未年 寽陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、	一 同七己未年 寽陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、
1678	一 同六戌午年 寽陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、	一 同六戌午年 寿陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、	一 同六戌午年 寿陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、
1677	一 同五丁巳年 六月晦日爰元御假屋江御着被遊、七月朔日例 之通り市井踊等御上覽被遊、 其晚山下喜右衛門殿、爰元御奉行國分仲 兵衛二被仰付候、鳴津 ^(曾) 前様御宅二而御請仕候、且又御假屋守居宅 御調被下、同月十四日二引移申候、	一 同五丁巳年 六月晦日爰元御假屋江御着被遊、七月朔日例 之通り市井踊等御上覽被遊、 其晚山下喜右衛門殿、爰元御奉行國分仲 兵衛二被仰付候、鳴津 ^(曾) 前様御宅二而御請仕候、且又御假屋守居宅 御調被下、同月十四日二引移申候、	一 同五丁巳年 六月晦日爰元御假屋江御着被遊、七月朔日例 之通り市井踊等御上覽被遊、 其晚山下喜右衛門殿、爰元御奉行國分仲 兵衛二被仰付候、鳴津 ^(曾) 前様御宅二而御請仕候、且又御假屋守居宅 御調被下、同月十四日二引移申候、
1676	一 同四丙辰年 朝鮮筋目之者壱人ニ而モ他所江縁興之儀不相成、他所 入來り候儀ハ御免之旨被仰出候、 共江八御酒御拌領多御座候、	一 同四丙辰年 朝鮮筋目之者壱人ニ而モ他所江縁興之儀不相成、他所 入來り候儀ハ御免之旨被仰出候、 右仰出之儀者朝鮮筋目之儀繁榮仕 候様二との事御座候由、	一 同四丙辰年 朝鮮筋目之者壱人ニ而モ他所江縁興之儀不相成、他所 入來り候儀ハ御免之旨被仰出候、 右仰出之儀者朝鮮筋目之儀繁榮仕 候様二との事御座候由、
1675	一 同十二月朔日 寽陽院様御意二而爰元江里猪飼置候様被仰出、 御假屋二里猪屋作調飼置申候、	一 同十二月朔日 寿陽院様御意二而爰元江里猪飼置候様被仰出、 御假屋二里猪屋作調飼置申候、	一 同十二月朔日 寿陽院様御意二而爰元江里猪飼置候様被仰出、 御假屋二里猪屋作調飼置申候、
1674	一 同五丁巳年 六月晦日御上洛、爰許御假屋へ御泊り市並踊御光覽、 其夜山下喜右衛門殿爰元御奉行國分仲左衛門殿御取次二而九人へ名 領被仰付、	一 同五丁巳年 六月晦日御上洛爰許御假屋へ御泊り市並踊御光覽、 其夜山下喜右衛門殿爰元御奉行國分仲左衛門殿御取次二而九人へ名 領被仰付、	一 同五丁巳年 六月晦日御上洛爰許御假屋へ御泊り市並踊御光覽、 其夜山下喜右衛門殿爰元御奉行國分仲左衛門殿御取次二而九人へ名 領被仰付、
1673	一 同六戌午年 寽陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、	一 同六戌午年 寿陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、	一 同六戌午年 寿陽院様御下向、七月十五日爰元御着被遊、御茶屋市 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、
1672	一 同七己未年 寽陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、	一 同七己未年 寿陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、	一 同七己未年 寿陽院様御上洛、四月十九日爰元御着被遊、同廿日 御茶屋市踊御上覽被遊候、

燒酌壹壺・菓物一籠進上仕候、	同廿一日踏等被仰付庄屋御假屋守り例之通	ナリ、
官并七人相中二銀拾貳匁、女子共江銀三枚野津安右衛門殿御取次ヲ以	同廿二日御假屋守・庄屋江青銅百疋ツ、三官並七人相中二銀十	リ、
拝領被仰付候、	二匁、女子共ヘ銀三枚、野津安右衛門殿御取次ヲ以テ拝領ナリ、	銭々銀子拝領野津安左衛門殿御取次、
同日ハツ未刻御立被遊候、	三官ヨリ百合草一鉢 大官・金官七人相	先規之通獻上物有之、
一 同八庚申年寛陽院様御下向、六月廿五日爰許御着被遊候、例之通	一、同八庚申年寛陽院様御下國、六月廿五日爰元御着、焼物市並踏御光	
り焼物市等御上覽被遊、	光覽、	
進上仕候、	御奉行・御假屋守・庄屋ヨリ焼酌一壺ツ、献之ナリ、	
右人数并女子共十貳人江銀十貳匁ツ、山下喜右衛門殿・伊	右二人並女	
豆半五兵衛殿御取次ヲ以拝領被仰付候、	子共十二人ヘ銀十二匁ツ、山下嘉右衛門殿・伊豆半五兵衛殿御取次	
上納御免被仰付、其上焼物薪用松植場として数ヶ所被成下候、	二子拝領、	
且又三ヶ年之間大山野所務之	且三年ノ間大山野所務上納御免被仰付、其上焼物薪用松	
等進上仕候、	植場大野數ヶ所被下候、	
金官・大官・頓官・勝堅・陳訓御前江被遊御召、朝鮮渠	(挿入) 益ノ平御假屋藤ノ尾へ被召立候、八月普請奉行甲斐野少右衛	
被仰付候、御言葉被下候、	門殿・焼物奉行伊東半五郎殿・繪圖師紡方七郎右衛門殿被差越場処繪	
左候而御奉行并三官江青銅百疋ツ、御假	圖ヲ被造成御上覽ヲ藤尾ニ立ル、十月ヨリ翌正月廿九日限相調ヘ普請	
屋守 庄屋并五人之者共江銀子十貳匁ツ、女子共江も銀子十貳匁ツ	奉行行森六郎右衛門殿ナリ(伊云此挿入虫入ノタメ不明の箇所アリ)	
、川野太兵衛殿御取次ヲ以拝領被仰付候、同十三日九ツ時御立、		
一 天和二壬戌年 寛陽院様御下向、七月朔日爰元被遊御着、御茶屋	一、天和元辛酉年寛陽院様御上洛、二月十一日苗代川ヘ著館、先規ノ	一、同八庚申年寛陽院様御下國、六月廿五日爰許御着、焼物市並踏御光
市相立申候、	通り御茶屋市端御光覽、	光覽、
例之通り御奉行・御かりや守・庄屋二而焼酌・寵物等進	御假屋守・庄屋・三官ヨリ焼酌筆物獻上ナ	先規之通獻上物有之、
上仕申候、同二日踏御上覽被遊候、	リ、	
官・大官・頓官・陳訓・勝資・三官・龍山右人々ナリ、	踊御光覽、	
(挿入) 一、天和二年壬戌、所中ヨリ惣大山野御見分被下度旨願申、	御假守・庄や・三官ヨリ焼酌筆物獻上也、	
九月ヨリ半五郎殿御次書ヲ以テ御願申上候處、戊二月廿二日御免被仰	金官・頓官・太官	
付、太郎右衛門殿御取次ニテ被仰渡、御證文伊集院役座ヘ右之ヨリ、		
大山野拾八町四反、三月四日伊集院諸役人座ヨリ被引渡于今御證文寫	先規之通種々之獻上物有之候、	
有之候也、		

此節 中將様御意ニ而苗代川地頭職被仰付候付、自今以後不依何邊ニ右馬介支配ニ可仕候、尤御假屋普請修甫又ハ道橋等之儀ハ先年之通り	右馬介殿事	右馬介事	此節中將様より御意を以て苗代川一職被仰付候間、自今以後不依何事ニ右馬介より支配可仕旨被仰付候、尤御假屋普請並道橋普請等の儀は先規之通伊集院より可致旨、表方評定所黒葛原吉左衛門・御座平田平右衛門御取次にて被仰付候。	右馬介事	此節中將様より御意を以て苗代川一職被仰付候間、自今以後不依何事ニ右馬介より支配可仕旨被仰付候、尤御假屋普請並道橋普請等の儀は先規之通伊集院より可致旨、表方評定所黒葛原吉左衛門・御座平田平右衛門御取次にて被仰付候。	一、同十一日、寛陽院様御意にて苗代川地頭野村右馬介殿御預、其後
御かりやの諸事御供奉宿泊夫并宿賦敷付多々御假屋内毎日草取御奉公人爰元御差入之節水夫等之儀ハ先年之通り五十院より相勤、儀ハ爰元より相勤候様御物座ニ申上候處二、	苗代川人數	苗代川人數	上納、牛馬改、口錢上納、地方作職上納、敷銀上納、燒物賣付、他所出手形渡、御用水改、差杉植付見廻、御廻状次渡等之儀は、爰許苗代	上納、牛馬改、口錢上納、地方作職上納、敷銀上納、燒物賣付、他所出手形渡、御用水改、差杉植付見廻、御廻状次渡等之儀は、爰許苗代	上納、牛馬改、口錢上納、地方作職上納、敷銀上納、燒物賣付、他所出手形渡、御用水改、差杉植付見廻、御廻状次渡等之儀は、爰許苗代	一、同十一日、寛陽院様御意にて苗代川地頭野村右馬介殿御預、其後
宗門改並壹分銀上納、牛馬改并口錢上納、作職地方上納並敷銀上納、燒物賣圓ニ付他所出手形渡、御用木改並杉木植付見廻御廻状次渡等之儀ハ爰元より相勤候様御物座ニ申上候處二、	苗代川人數	苗代川人數	節水夫等の事は先規之通伊集院より相勤、儀ハ爰元より相勤候様申上候處、	節水夫等の事は先規之通伊集院より相勤、儀ハ爰元より相勤候様申上候處、	節水夫等の事は先規之通伊集院より相勤、儀ハ爰元より相勤候様申上候處、	二、同十一日、寛陽院様御意にて苗代川地頭野村右馬介殿御預、其後
殿御取次ニ而惣郡座江被仰渡、惣郡座より右馬介殿江被仰渡候、	同月十一日鎌田八郎左衛門	同月十一日鎌田八郎左衛門	同月十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、	同月十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、	同月十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、	三、同十一日、寛陽院様御意にて苗代川地頭野村右馬介殿御預、其後
一 同年爰許庄屋ヲ役人ト改名ニ而三人ノ御重被仰付 御切米三石六斗ツ、被成下、與頭も六人、横目貳人も御重被仰付、	御細工之儀看庄屋より差引仕候得共、是又別而休圓・龍官主取役貳人被召建候、	御細工之儀看庄屋より差引仕候得共、是又別而休圓・龍官主取役貳人被召建候、	此時役場等も外城に被準、庄屋を役人と改、役人三人御切米三石六斗ツ、被下、與役六人、横目二人、	此時役場等も外城に被準、庄屋を役人と改、役人三人御切米三石六斗ツ、被下、與役六人、横目二人、	此時役場等も外城に被準、庄屋を役人と改、役人三人御切米三石六斗ツ、被下、與役六人、横目二人、	四、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
馬役兼役ニ而貳人被仰付、	且又竹木見廻牛馬	且又竹木見廻牛馬	竹木見廻牛馬 加役二人被取建、何	竹木見廻牛馬 加役二人被取建、何	竹木見廻牛馬 加役二人被取建、何	五、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
御上覽被遊候、同十五日踊御上覽被遊候、	其節諸役役并大山野所務之上納	其節諸役役并大山野所務之上納	諸郷自然の事に御座候、	御細工以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	六、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
役免被仰付、其外雜竹木之儀燒物為薪用無代錢ニ切候様ニ被成下、杉楠之儀ハ代錢上納申請ニ被仰付候、	其節諸役役并大山野所務之上納	其節諸役役并大山野所務之上納	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	七、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
・伴屯事御かりや守兼役ニ而相勤申候、	其節役人被仰付候ハ、利官・可春	其節役人被仰付候ハ、利官・可春	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	八、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
・伴屯事御かりや守兼役ニ而相勤申候、	左候而進上もの等ハ先例之通	左候而進上もの等ハ先例之通	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	九、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、
役人利官・可春・伴屯々燒酌壺菓子類菴籠ツ・准上仕候、	例之通り御地頭右馬介殿、	例之通り御地頭右馬介殿、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其節より細工主取二人別段新規被召立候、	十、同十一日頼之通地頭被仰渡候、左候て願之通諸郷並の役目被仰付候、

・司春・侍屯江青銅百疋ツヽ、女子共十貳人相中ニ青銅五百疋、右馬

介殿より御取次ヲ以拝領被仰付候、男子踊子共江ハ御酒拝領被仰付

候、

其夜諸左衛門・源五右衛門両人江名拝領被仰付候

被遊御立候、同十六日四ツ

左候而利官

然處青銅百疋ツヽ、女子共十二人ヘ青銅百疋右馬
介□取次拝領なり、男踊子へは御酒拝領、

其度諸右衛門並原五右衛門

兩人へ名拝領也、
(御筆にて欣衛謀淳也)

市御上覽被遊候、

一 同丙寅年寛陽院様御下向、六月廿九日爰元御着被遊候、御茶屋井

御光覽、

例之通り御地頭并役人・御かりや守より進物仕申

御地頭・御假屋守・役人より献上物先規の通、

候、同晦日踊御上覽被遊候、

御地頭・役人・御かりや守江ハ青銅百疋

ツヽ、女子共十一人江ハ青銅五百疋、男踊子共江ハ御酒拝領被仰付

候、七月一日御立被遊候、

一 同年御地頭右馬介殿より爰元之もの共二三男江居屋敷被成下候様御

願被下候処二、居やしき三拾ヶ所被成下、

御地頭・役人・御かりや守江ハ青銅百疋

ツヽ、女子共十一人江ハ青銅五百疋、男踊子共江ハ御酒拝領被仰付

候、七月一日御立被遊候、

石餘抜地ニ被成下御意被遊候、

伊集院之内寺脇村・野田村より高百十

七石餘、市来らハ長里村之内八拾三石餘方限ヲ以被成下候、右高右

馬介殿御立會ニ而請取申候、

市来伊集院御高抜地にて被下

候、

同年二三男へ屋舗三十ヶ所被下、

一 同四丁卯年 寛陽院様御参府、二月十日爰元御着被遊候、同十一

日御茶屋市御上覽被遊候、且又高麗神舞可仕旨被仰出候、

左候商祝子

且又高麗神舞可仕旨被遊候、右人數江ハ御酒拝領被仰付、

右御酒部屋より御出被下候 御取次山下喜右衛門殿、

且又高麗神舞可仕旨被遊候、右人數江ハ御酒拝領被仰付、

右御酒部屋より御出被下候 御取次山下喜右衛門殿、

且又高麗神舞可仕旨被遊候、右人數江ハ御酒拝領被仰付、

頭・役人・御仮屋より進物等仕候、

役人・御仮屋守江青銅百疋ツヽ、女

子共十一人江青銅五百疋、右馬介殿御取次を以拝領被仰付、

且又爰元火

事ニ逢候者共江十五人青銅貳千疋拝領被仰付、右十五人燒酒二壺進

上仕候、

一 同年四月廿六日御物奉行島津大學様より爰元客屋二軒出来候様被仰

渡、孝右衛門・千兵衛と申者屋敷江御普請有之、五月中出来仕候、

長田半平殿・主取大工山下六右衛門、

検者

・司春・侍屯江青銅百疋ツヽ、女子共十二人ヘ青銅百疋右馬

介□取次拝領なり、男踊子へは御酒拝領、

其度諸右衛門並原五右衛門

兩人へ名拝領也、
(御筆にて欣衛謀淳也)

御光覽、

御地頭・御假屋守・役人より献上物先規の通、

候、同晦日踊御上覽被遊候、

御地頭・役人・御かりや守江ハ青銅百疋

ツヽ、女子共十一人江ハ青銅五百疋、男踊子共江ハ御酒拝領被仰付

候、七月一日御立被遊候、

石餘抜地ニ被成下御意被遊候、

伊集院之内寺脇村・野田村より高百十

七石餘、市来らハ長里村之内八拾三石餘方限ヲ以被成下候、右高右

馬介殿御立會ニ而請取申候、

市来伊集院御高抜地にて被下

候、

同年二三男へ屋舗三十ヶ所被下、

一 同四丁卯年 二月十日寛陽院様御發駕苗代川御着、御茶屋市並朝鮮

神舞被仰付、

且又一人樂き五人にて相勤候、其上朝鮮酒盛可仕旨被仰付、

出、是又御前にて奉備御光覽被遊、御懸悅御直に御酒被下拝領候也、

高地頭立合にて受取なり、

御前にて御酒被下、

先規の通地頭・御假屋役人に青銅百疋、女子共十一人ヘ青銅五百疋、

地頭御取次にて拝領也、

且朝鮮人の内に火難逢候者拾五人ヘ青銅二千疋

被下、右十五人の為御禮焼酌二壺獻上也、

1695	1691	1689	1688
一 同年七月廿五日 總妙院様御初入部之節ハ諸式先例之通り被仰付、 其後可春代役利訓江被仰付、伴屯儀ハ御仮屋守勤迄二而、役人八 謀諱ニ被仰付候、御地頭御代役ハ伊勢松浦殿江被仰付、	一 同四辛未年大玄院様御家督被遊、御下向八月爰元御着被遊候、燒 物荒御上監被遊、市如早晚召置、且又神舞御上覽被遊候、 右馬介殿・可春・欣勝・伴屯う例之通二種之進上物仕候、 百疋ツ・可春・欣勝・伴屯江拌領被仰付、女子共相中ニ青銅貳百疋拌 領被仰付候、男踊子江ハ御酒拌領被仰付候、其後御通行節う御酒拌領 之儀止御座候、	一 同二己巳年大玄院様御家督被遊、八月御入部苗代川御着、先規の通焼 物市神舞御光覽、 左候而役人三人江青銅百疋ツ、 女子共相中ニ青銅五百疋、男踊子共江ハ御酒拌領被仰付候、野村右馬 右馬介殿・可春・欣勝・伴屯う例之通二種之進上物仕候、 左候而青銅 御地頭野村 候處に、 右人数ハ青銅百疋ツ、女子共相中ニ青銅二百疋、男共ハ御酒 被下候、其後より酒拌領無之候、	一 元禄元戌辰年 寧陽院様六月御下向被遊候、御茶屋市神舞御光覽、 上覽被遊候、 例之通り御地頭・役人・御仮屋守迄上物仕候、 介殿御取次、 利官事務 之通献上物仕候、 先規
一 同年七月廿五日 總妙院様御初入部之節ハ諸式先例之通り被仰付、 兼之改名帳阿久根御仮屋ニ差上申候、	一 同四辛未年大玄院様御家督被遊、八月御入部苗代川御着、先規の通焼 物市神舞御光覽、 地頭並可春・欣衛・伊屯より先規の通献上物有之 内大千祥儀は朴氏の養に哉、朴千祥ト名字御役拌領、且御當地土被召 二人被召出御側被召仕、朝鮮容貌にて御小姓勤被仰付候、明年二月十 三日御發足江戸へ被召連、 婦國の後利髪にて御城下へ被召置候、 其後剃髪	一 同四辛未年九月十五日、大玄院様より下千祥・林正葛・申龍助右 成四番組に被召入、御側御小姓に被召仕候也、其子孫 <small>(マ)</small> へ罷居 (右の 相改旨被仰付、 改名帳阿久根御仮屋にて差上候、 (此處書入二)爰元常榮寺と申寺有之候處、天台宗寺御建立被遊、先 住妙圓寺へ帰山相成候、	一 同四辛未年大玄院様御家督、八月御入部苗代川御着、先規の通焼 物市神舞御光覽、 地頭並可春・欣衛・伊屯より先規の通献上物有之 右人数ハ青銅二百疋ツ、女子共相中ニ青銅二百疋、男共ハ御酒 被下候、其後より酒拌領無之候、
一 元禄十五壬午三月、綱貴公御參勤西目筋被遊御通行候時、松浦殿 苗代川へ罷越、御光着奉侍上被居候時苗代川御假屋御一宿、其筋松浦 頭伊勢松浦殿へ被仰付候、	一 同七月廿五日總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓ハ被仰付、諸 式先例之通被仰付候、伊屯御假屋守勤迄二而、役人八 謀諱ニ被仰付候、御地頭御代役ハ伊勢松浦殿江被仰付、	一 同七月廿五日總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓ハ被仰付、諸 式先例之通被仰付候、伊屯御假屋守勤迄二而、役人八 謀諱ニ被仰付候、御地頭御代役ハ伊勢松浦殿江被仰付、	一 元禄元戌辰年六月寧陽院様御屏館、御茶屋市神舞御光覽、

1719	1716	1714	1704	1703
四ヶ名ぢ抜地二而被成下候、田地砂入、破損等有之節者爰元ぢ仕來り候、其故を以先年大支配ぢ爰元高壱石二付夫役米貳本ツ、被仰付、四ヶ名江相渡申候、	一 爰元之儀外二御地頭御建被遊、外地并手札御改等も別規ニ御座候處二、 享保四亥年い十院支配ニ被仰付候故、手札等も竟ニ御改有之候、	一 享保元年丙申謀諱事役人御断申上候処、御地頭長瀬百阿弥殿より 順勝ニ寄役被仰付、聊之儀有之、翌年御断申上候、 人被仰付、是又及御断申上候、	一 正徳四年甲午 總妙様琉球王子御召 例 被遊候節、爰元御假屋 粧燒物市并神舞御上竟被遊、 左候而例之通進上物仕候、 御地頭長瀬百阿弥	一 同十六癸未年匠作様三月五日御參府之節ハ爰元御假屋御休一面例 之通り御茶屋御慰并燒物市神舞踊御上焉被遊候、 御假屋守・役人ぢ二種ツ、進物仕申候、 青銅百疋、御假屋守主山、役人欣勝・利訓・謀諱青銅百疋ツ、拝領被 仰付、
横目・牛馬・竹木見廻等之儀ハ先年之通り別規ニ相勤來り申候、	一 爰元之儀外二御地頭御建被遊、外地并手札御改等も別規ニ御座候處二、 享保四亥年い十院支配ニ被仰付候故、手札等も竟ニ御改有之候、	一 享保元年丙申謀諱事役人御断申上候処、御地頭長瀬百阿弥殿より 順勝ニ寄役被仰付、聊之儀有之、翌年御断申上候、 人被仰付、是又及御断申上候、	一 正徳四年甲午、總妙院様琉球王子召連れ御發駕苗代川御着、御假 屋守節燒物市神舞御光覽、 右之人數ニ青銅百疋ツ、女共相中ニ青銅三百疋拝領也、	一 同十六年三月五日、匠作様御發駕の節苗代川御休にて御茶屋磨神 舞踊御光覽、 左候而御地頭長瀬百阿弥殿江 上物仕、 右人數へ青銅百疋ツ、拝領也、
且又	一 享保四年より伊集院地頭支配被仰付候、	一 享保四年甲申年十月四日、十八家苗代川より鹿屋笠野原江罷移 て被召移、 翌酉四月拾七家合三十五家被召移候、男女百六十二人なり、 六ヶ月の仕付、飯糧家作迄御調被下候処、大風に家皆共相損候に 付、為家作折柱一本に青銅二十疋ツ、被下候（作職地として鹿屋 中名之内方限を以て御免地被成下候）	一 賀永元甲申年十月四日、十八家苗代川より鹿屋笠野原へ御上意に 申候、	一 同十六年三月五日、匠作様御發駕の節苗代川御休にて御茶屋磨神 舞踊御光覽、 右御前にて兵法仕候人數五人、 真川・貞訓・李龍訓、同氏利寛、沈唐石、朴瑞盛、 先規之通御地頭へ青銅百疋、御假屋守・役人ぢ二種の獻 舞踊御光覽、 上物仕、 右人數へ青銅百疋ツ、拝領也、

1722 1721

一 享保六年辛巳年御仮屋守主山、役人欣達・守碩・春勝事御願申上、代々嫡子老人ツヽ、伊士院衆中格ニ被仰付、氏字御免被仰付候、同七壬寅年南泉院正僧智園、弥勒院ミ家憲英御両僧依御願九月十二日爰元惣人數中江朝鮮老筋之氏字御免被仰付候、	一 享保六年辛巳年御仮屋守・役人三人御願申上候處、代役被仰付上、代々嫡子老人ツヽ、伊士院衆中格ニ被仰付、氏字御免被仰付候、同七壬寅年南泉院正僧智園、弥勒院ミ家憲英御両僧依御願九月十二日爰元惣人數中江朝鮮老筋之氏字御免被仰付候、
一 御厚恩難有被仰付候、別立御證文寫帳老冊、爰元御地頭野村右馬介殿御名印ニ而御認被下候處、此跡新納内藏殿伊十院御地頭之節可被成旨被仰渡候ニ付差上申候處に、類火ニ而御焼捨被成候由、正徳三年之事ニ而候哉、	一 同六丑年、苗代川御假屋守・役人三人御願申上候處、代役被仰付上、代々嫡子一人ツヽ、衆中格ニ被仰付候、同七壬寅年南泉院知周弥勒院口口英右両僧御願に依て、朝鮮より銘々持合の氏字御免被下候、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠・車・甲・沈・卞・丁合十七姓なり、

1763 1751 1745 1737 1722

申 五月廿五日 右同 鄭仙益 (黒印)	役人 車金圓 (黒印)	一 同十一年午年御支配有朝鮮人風俗異ニ御免被仰付候、
右同 沈孟順 (黒印)	一 元文二己年筈野原ヘ焼物細工始土場大始良の内岡積村始良含住寺山鹿屋下名村の内田土右三ヶ所御證文を以て被下候、	
右同 朴寿悅 (黒印)	一 延享二丑年筈野原役人二人、與頭三人被召立候、	
右同 金孟廣 (黒印)	一 寛曆元未年圓徳院様口附表御巡見、同十一年七月御上使御巡見、	
	一 同十三未年御免地ヘ始御竿被召入、 (以下破毀)	
	書入 寶永六己丑年御書院方御頭長瀬方阿弥殿御支配ニ成候、万阿弥殿御死去、跡役鍋倉幸阿弥苗代川御支配にて候、其後伊集院御地御支配に被仰付候、尤焼物方の儀は前方通御書院頭へ相付可申旨至殿より被仰付候、	

(表紙)

先年朝鮮より被召渡留帳

(表紙)

苗代川由米記

第八號

白慶長三年
至寶曆十三年

尤市來方限之儀も同前に御座候、

其前

長瀬万阿弥代に至り候處、纔千割不_明の地面に諸郷並之雜費等相掛り、連々難没成郷並ニ役場今_ニ勤相成、役人申付候ても都而御断申出御請不致、夫々地頭御引取伊士院支配に相成候、

一 享保六年辛巳年御仮屋守・役人三人御願申上候處、代役被仰付上、代々嫡子老人ツヽ、伊士院衆中格ニ被仰付、氏字御免被仰付候、同七壬寅年南泉院正僧智園、弥勒院ミ家憲英御両僧依御願九月十二日爰元惣人數中江朝鮮老筋之氏字御免被仰付候、

一 同六丑年、苗代川御假屋守・役人三人御願申上候處、代役被仰付上、代々嫡子一人ツヽ、衆中格ニ被仰付候、同七壬寅年南泉院知周弥勒院口口英右両僧御願に依て、朝鮮より銘々持合の氏字御免被下候、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠・車・甲・沈・卞・丁合十七姓なり、

(2) 三史料の比較検討

以上のように、三史料の内容を比較する形で紹介してきたが、まず言えることは、三史料とも記されている内容が酷似していることである。

「黎明館本」は記述されている期間はかなり短いが、その間の項目あるいは内容を見ると、含まれている情報は共通している。また、一見「東大本」が独自に持っているように見える内容は、挿入文（おそらく後に書き加えられたものであろう）である場合が多く、本文のみを対象としてみると差異は極めて少ないと言えよう。

このことは、三史料とも同じ性格を持つたものであることを示唆すると思われるが、これらの史料には、具体的な薩摩焼の動向に関する記述は非常に少なく、それよりもむしろ、苗代川という集落の歴史に着目したものである。特に、苗代川がどのように支配されたのか、これは朝鮮陶工たちをどのように支配したかということにもなろうが、歴史の流れの中での苗代川の位置とその支配体制を知ることができると記録といえる。詳しくは第③章で述べるが、苗代川が江戸時代における薩摩藩の外城制度の中でどのように扱われたのか、苗代川という村自体の庄屋（後の役人）など代表者の移り変わり、参勤交代の折りに藩主が苗代川を訪れた際の様子などが編年的に詳しく記されている。

形式的に見ても三史料は、箇条書きによる編年的な記述であり、その中の項目立て、これはどの年をとらえて記したかということになるが、それも全くと言つていいほど共通している。三史料とも記述がある貞享元（一六八四）年までをみると、「留帳」の最初の部分に文禄年間の記述がないのみで、後は「一、二、三、四」で始まる項目が全く一致している。特に延宝三（一六七五）年以降はほぼ毎年記されているが、その内容はど

れも苗代川の御仮屋に藩主が立ち寄った際の様子を記す内容に終始している。その後は、「留帳」と「東大本」のみとなるが、この二つも元禄八（一六九五）年まではこれといった差異はない。内容に違いがあらわれるのは元禄一五（一七〇二）年以降で、お互いが内容を補足しあうものとなつていている。

次に、具体的な表現について見てみたい。慶長三（一五九八）年の記述を見てみると、「東大本」「黎明館本」は完全に一致した文章で、慶長三年の干支についてどちらも「戊戌」のところを、「戊戌」と間違っている。さらに「留帳」と比べると、若干の表現の差異があるものの含んでいる内容は全く同じである。また、延宝三（一六七五）年に着目すると、「留帳」と「黎明館本」はどちらも「延宝」を「寛宝」と間違っている。

これらは一例にすぎないが、全体を通していくと、同じようなパターンが全体を通してとらえられるのである。特に「東大本」と「黎明館本」は、内容ばかりではなく文章の表現も酷似している。

以上のことから、これら三史料は、根源的には一つの記録であったものと考えられる。そして、写本が繰り返されるうちに、情報が付け加えられたり、場合によつては捨てられたり、表現が変えられたりして現在に伝わつたと思われる。

ここで、「立野並苗代川焼物高麗人渡来在附由來記」^{*12}（以下、「渡来在附由來記」という）という文政六（一八二三）年の記録に、「苗代川由來記」という言葉が出てくることを付け加えておきたい。この記述は、藩の役人を勤めた村田甫阿弥と苗代川の主取を勤めた朴平意が執筆したものであるが、この中の村田甫阿弥が記した「立野焼物濫觴於御當國名物白燒物相出來御物籠被召建候星山ヶ事 但田原・有村燒物稽古商賣燒御

免の由来」の中に「・・高麗町は多人数被召置町立候付、只今高麗町とは右由来に御座候、其後苗代川江都で被召移、此儀苗代川由來記に委く御座候」（傍点は筆者付す）と記されている。

「東大本」は、陶工たちが高麗町から苗代川に召し移されたことに関して詳しく述べており、また、宝曆十三（一七六二）年で終わっているので、仮にこの「苗代川由來記」という言葉が「東大本」の底本を指しているとするならば、のきなみ幕末から明治時代のものと思われる苗代川に関する記述の中で、特にその存在の時代が上がるもので、内容や形式に類似点が非常に多い文書の底本であるようという可能性さえ考えられる。しかし、今回そのことについては明らかにすることはできなかつた。

第3章 三史料が記す史実

三史料に記された大まかな歴史の流れは、第2章の解説文比較表を参考していただければ、つかむことができるであろう。ここでは、特にいくつかのテーマに絞つて紹介したい。

（1）苗代川の支配体制

慶長三年朝鮮陶工が渡来してから五、六年ほど過ぎた頃、串木野島平にいた陶工達と周辺住民とのトラブルが起こり、彼らは極月（一二月）苗代川に移る。¹³「伊集院由緒記」によれば、苗代川はもと市来の養母村内の土地であったが、慶長八（一六〇三）年に串木野下名村の本壱屋といふ所から朝鮮陶工たちが移ってきて、苗代川が建てられた時、伊集院に配されたといふ。

さらに三年ほど経つて、渡来陶工の状況が藩主の耳に達し、彼らに保

護の手が差し伸べられている。保護の内容は、三つの史料とも共通しており、屋敷を二三カ所下され、朴平意が庄屋に任命されて切米四石と屋敷を与えられ、苗代川の人々に八七石を下されたとある。とくに「東大本」「黎明館本」によれば、保護の根拠は、それまでの薩摩藩内には焼物がなく不自由していたため、焼物所を建てて試焼したところ非常に良くてできたので、焼物の振興が今後国に利益をもたらすとされたためであった。このとき焼物に関する責任者となつたのは、「黎明館本」に「焼物惣差引人」と記される朴平意である。前述のとおり、平意は庄屋でもあり、苗代川の責任者である庄屋が焼物の責任者も兼任している。これが苗代川に対して行われた最初の保護策と言えるが、この後も継続して様々な優遇措置や保護対策がとられていく。

薩摩藩内で焼物用の白土が発見されると、その頃から苗代川に奉行が交代で常駐し、御用焼物及び朝鮮陶工を支配するようになる。薩摩焼の中で白薩摩は藩の御用品として扱われ、長く一般に流通することはなかつたとされるが、「御用焼物ハ勿論朝鮮人之儀御支配被成候」（留帳）とあるので、白土が発見されて白い焼物が焼かれるようになつた当初から、御用品として扱われていたと思われる。ただし、これは苗代川で焼かれる焼物全体を指したものではなく、白い焼物を中心とした上品を対象としたものであつたと思われる。その後神之川着船の人々も苗代川に移されている。

そして、藩主が参勤交代で市来の御仮屋に立ち寄るときは、苗代川の人々が呼ぶて神舞踊りを披露するようになり、さらに苗代川の茶屋之松というところに御茶屋が建てられ、藩主がそこで休息をするようになつた。この休息の際の様子は、三史料ともほぼ一致しており、御蔵から米

一石が支給されて甘酒や焼酎が調えられ、味噌や醤油、必要な道具等が御春屋で準備され、串焼を献上し、店には焼物を並べ、男女数十人が藩主御休息のために詰め、ここでも神舞が披露されている。

寛文九（一六六九）年には、鹿児島前之濱に着船し高麗町にいた人々も苗代川に移され、ここでは詳しくはふれないが、薩摩焼の堅野系・龍門司系につながる一部の人々を除き、渡来した朝鮮陶工たちがすべて苗代川に集められる。このように、苗代川は焼物の産地として、朝鮮陶工の村として極めて計画的、組織的に整備されていった。しかも、屋敷を造つて与えたり、もともと百姓が住んでいた土地を、百姓を移住させたうえで与えたりするなど、その保護には非常に大きな力が注がれた。

延宝三（一六七五）年になると伊集院麓にあつた御仮屋が苗代川に移される。この時、庄屋であった申真川が御仮屋守となり、庄屋は李利官が任命された。これを境として、藩主が参勤交代の折必ず苗代川に立ち寄り、二、三日滞在することが慣例となる。御仮屋がどこにつくられたかはこの三史料には記されていないが、「伊集院由緒記」「古記留渡海以来之事件」（以下、「古記留」という）及び「朝鮮人根本抜粹」（以下、「根本抜粹」という）には、「釜ノ平」に建てるに建てるところである。釜ノ平については現在も美山に竈之平という小字が残つており、薩摩焼の工房が集まる東市来町美山周辺の地区である。そして、同時に茶屋之松の御茶屋もこの苗代川の御仮屋内に移される。茶屋之松も現在小字として残つており、釜の平から北西に数百メートルほどの場所である。

「留帳」「黎明館本」の二つの文書には、御仮屋に関する記述はこれ以外はない。一方、「東大本」の延宝八（一六八〇）年の項の最後に挿入文があり、それによると、釜之平の御仮屋を藤之尾に移したとある。

八月に普請奉行、焼物奉行等が藤ノ尾を調査し、一〇月から普請に入り、翌年一月二九日に完成したとある。これを補足してくれる記述が、「古記留」「苗代川記」^{*17}「根本抜粹」であり、これらにも、延宝八年に御仮屋を釜之平から藤之尾に移し、それに関して八月に藤ノ尾を調査、一〇月頃普請に取りかかり、翌年正月に完成したとある。藤ノ尾という小字も現在残つておらず、これも東市来町美山周辺の場所で、地図で見ると、釜の平と藤ノ尾は隣り合わせの地区である。現在、御仮屋跡の所在地が東市来町美山の沈寿官窯の辺り^{*18}ということしか分からぬのは残念なことであるが、この場所は藤ノ尾の地区内にある。

貞享元（一六八四）年になると、野村右馬介が苗代川の地頭となり、その後は何事についても右馬介の支配となる。これについて、「東大本」並びに「苗代川記」「根本抜粹」「古記留」には「伊集院引分別立に被仰付候」と記され、苗代川が伊集院郷から独立したとも考えられる表現となつておらず、特に「伊集院由緒記」にはその後享保四（一七一九）年になつて、「苗代川儀伊集院支配ニ被仰付候」とあり、これも伊集院郷からの独立を窺わせるものである。しかし一方で、御仮屋普請や道橋普請、藩主が苗代川御仮屋に立ち寄る際の諸事の一部分を今までどおり伊集院から勤め、「東大本」「黎明館本」に「諸郷並の役目被仰付」とある。また、「諸郷地頭系図」^{*20}には、郷として苗代川の名は存在しないし、地頭として野村右馬介の名は見られない。ここでの苗代川の扱いは、右馬介が地頭に任命され、苗代川の支配についていつさいの権限をもつたものの、それは、苗代川に対して郷並の組織体制が設けられる特例措置がなされたものと考えられる。それに伴い翌年、苗代川の組織改正が行われ、庄屋が役人と改名され一人から三人となり、うち一人が御仮屋守兼役、與

頭六人、横目二人、竹木見廻牛馬役一人が置かれた。

一般的に郷は寛永年間（一六二四～一六四四）のうちに掛持地頭となり、地頭が鹿児島定府となつたため、現地での代役を曇（郷士年寄）が務めたが、苗代川の場合は野村右馬介が苗代川のみの役目をおい、ここに地頭として赴任していたのである。

このとき、他の郷にはない特別な役職として置かれたのが細工主取人である。前述のとおり、これまで庄屋役が兼務してきた焼物の監督について、専門の役職が設けられたのである。この役職の初代を勤めたのは、「留帳」によれば、休圓、龍官（「渡来在附由来記」には車休圓、朴龍官と記される）であった。

元禄八（一六九五）年には、地頭が伊勢松浦へ代わり、さらに元禄一六年には地頭長瀬百阿弥の名が見え（「東大本」には、宝永六（一七〇九）年に百阿弥が地頭になつたとある）、さらに長瀬の死去により跡役に鍋倉光阿弥が仰せ付けられている。このように、特別の組織体制が取られてきた苗代川も、享保四（一七一九）年には、再び伊集院支配に戻される。

苗代川の組織体制の充実は、焼物の振興と比例している面があると思われる。朴平意が庄屋に任命され、以後充実度を高めてきた組織体制から、苗代川で生産される焼物が軌道に乗り、規模も大きくなり、当初のもくろみ通り国益につながるような発展を遂げたことを窺うことができるのである。貞享元（一六八四）年、苗代川に地頭が置かれ、郷並の扱いを受け、細工主取が二名置かれたのは、焼物生産が軌道に乗った苗代川のさらなる発展を目指したものではなかろうか。しかし、結局この体制は長続きせず、二十五年後の享保四年、元のように伊集院支配に戻るのである。

（2）御仮屋守と庄屋役

渡來した陶工達が苗代川に移つた後、苗代川の組織に関わった人物として最初に登場するのは、朴平意である。^{*21} 平意は、渡來陶工達の悲惨な状況が藩主の耳に達し、最初の保護の手が差し伸べられたとき、苗代川の庄屋及び焼物惣差引人となつた。

薩摩の外城制度においては、庄屋は村政の責任者で、郷士が任命され、任期は七、八年程度、俸給としての田地が与えられた。村といえば、その大部分が農村であったため、庄屋は農村の責任者的な役職であった。また、郷士には、禄高を持つてゐる高持士、住む屋敷を公式に支給されている一ヶ所士、藩から全く俸給のない無屋敷士の三種類の区別があつたという。朴平意が庄屋に任命されたということは、この時から苗代川が伊集院郷における村としての扱いを受けたと考へられる。しかし、苗代川は農村ではなく焼物を基盤とした集落であるため、一般的な村政とは異なつた体制がとられたと思われる。平意はもちろん郷士であつたとは考えられないが、郷士でも無報酬の者がいる中、石高と屋敷を支給されており、特別な優遇を受けたと言つていいだろう。

前述したとおり、苗代川の庄屋は焼物の責任者も兼ねており、朴平意が苗代川の最高責任者となつた。

次に庄屋となつたのは、藩内に焼物用の白土を発見した功績を認められた平意の子朴貞用である。白土発見がいつであつたか、三史料には全く記載がないが、「苗代川記」「渡來在附由来記」には慶長一九（一六一四年）であつたとされる。ただし、両者とも白土発見を朴平意としているので、些かの疑問が残る。朴貞用の代役は何三官、次に伸真川が任命された。

延宝三(一六七五)年になると苗代川に御仮屋ができる、これを境に伸真川が御仮屋守となり切米四石を支給され、庄屋の代役には李利官が任命される。御仮屋守が庄屋役から任命されていることから、御仮屋守という役的重要性と立場が窺われる。御仮屋守は、翌年真川の子太郎兵衛に代わる。御仮屋守へは屋敷と切米四石が支給されており、庄屋と御仮屋守の俸給は同じであったようである。その後、貞享元(一六八四)年には御仮屋守伸伴屯という人物が登場する。

翌二年になると、庄屋が役人と改名されて一人から三人に増員され、それぞれ切米三石六斗が支給され、この他與頭六人、横目二人、竹木見廻牛馬役二人が置かれた。この時役人に任せられたのは、利官、可春、伴屯(東大本では伊屯)「渡来在附由来記」には李利官、伸可春、伸伴化と記される)の三人である。利官は、それまで庄屋役を務めていた人物で、再任という形である。御仮屋守は、役人の中の一人に兼役させる形となり、これには伴屯が当たつており、この時の苗代川の最高責任者はこの伸伴屯であったと思われる。

その後、元禄元(一六八八)年役人利官の代役に欣勝が、元禄八(一六

九五)年には可春の代役に利順、伴屯が御仮屋守のみとなり、役人の代役に謀諱が任命される。さらに元禄一六(一七〇三)年には御仮屋守主山の名がみえる。

以上、苗代川の御仮屋守と庄屋役について述べてきたが、彼らが苗代川の責任者であり、藩とのパイプ役を担つた人々である。

ここで、御仮屋守と役人を仰せ付けられた伴屯という人物について触れておく。この人物と同人であると思われる名前は、「東大本」には「伊屯」「件屯」、「黎明館本」には「伴屯」として登場する。この他、

「苗代川記」では「伴屯」、「渡来在附由来記」には「伸伴化」、「苗代川方限境調書」には「伸伴屯」、「大武本」では「許屯」とされる。さらに『陶器全集』に紹介された「留帳」では、「件セ」とされている。

ここに紹介した史料の中で、原本をみてるのは「黎明館本」と「留帳」のみで、「東大本」「苗代川記」は大正六年と十二年に島津家臨時編輯所の伊地知氏が写したもの影写本、「渡来在附由来記」は『日本庶民生活史料集成 第十卷』所収のものを参考にし、「苗代川方限境調書」は、有馬俊郎氏(有馬氏蔵)の写本の複写を底本とした。すべての史料に対しても原本をあたつていなため、この人物の名前を最終的に解説して特定するのは困難ではあるが、検討を試みてみた。

前述したとおり、この人物については、「件セ」「伊屯」「件屯」「伴屯」「許屯」「伸伴化」「伸伴屯」の七種類にも及ぶ名前が付けられている。ここで注目したいのは、それぞれの字のくずしが、比較的似ていることである。そのため、写本したときあるいは解説を行つたとき解釈に違いが生まれ、これらの違いが出たと思われる。結論から言うと、その人物の名は「伸伴屯」と思われる。

今回取り上げた三史料の中で伸伴屯についての記述は、延宝五(一六七七)年から元禄八(一六九五)年にかけて見られるが、それから約一〇〇年後、橋南谿が苗代川を訪れたときの様子が記されている『西遊記²²』の記述をここで紹介したい。それによれば、「則ち庄屋の家に入り、酒飯等のもてなしを受けて、初めて対面して名を問えば、シンポウチュンと答う。其文字をとえれば伸伴屯と書くという。」というのである。時代の違いはあるものの全く同じ名前の人間が、問題の伸伴屯と同様、村の責任者を勤めている。苗代川に関する記録等を見ていくと、時代を超えて

て同じ名前に出会うことがある。例えば、苗代川初の庄屋で、薩摩焼開祖とされる朴平意から約二〇〇年後の文政六（一八二三）年には、その六代朴平意という人物が存在し、さらに『陶器集説』の「陶器起元製造書」にも、「寛永之頃朴氏平意嫡子貞用と云者・・（中略）・・苗代川白焼之發起ハ此兩人なり、其孫に今有り朴平意と云」とするとおり、明治五年にもその子孫が朴平意という名で存在している。このようなことからも、

一〇〇年後とはいえ、伸伴屯という人物が存在し、同じく庄屋（役人）を勤めていたということは大きな意味を持つものと考えられる。

また、役職は父から子へなど、その身内に譲ることが間々あった。

「留帳」では、御仮屋守として伸伴屯が最後に記されるのが元禄八（一六九五）年、次の主山の名前が登場するのは元禄一六（一七〇三）年である。主山の姓は「根本抜粹」「古記留」などから伸氏であつたことが判明する。現在苗代川の墓地に行くと、元禄一四年に没した伸伴屯という人物の墓が残つており、この伸家には、時代はちがうが伴屯、主山という墓も存在する。伸家では伴屯、主山という名の者が複数人いたのである。伸主山は伸伴屯と同一家の人物、おそらく伴屯の子ではなかろうか。そして、苗代川に残るちょうど御仮屋守交代の時期にあたる元禄一四年の伸伴屯の墓は、その没年から御仮屋守伸伴屯の墓であろうと思われる。

（3）和名と朝鮮名

三史料には、苗代川の人々が藩主より名を拝領したという記述が、次のように見られる。

ア「右（朴）清左衛門江御目見得被仰付、庄屋代役被仰付御切米四石被成下、名貞用と拝領仕候、」（「留帳」、三史料にあり）

イ 寛永年間（一六二四～一六四四）末「貞用事老人ニ罷成候故、庄屋役御断申上候処ニ、寛永之末代役何氏江被仰付、名三官と拝領被仰付候」（「留帳」、三史料にあり）

ウ 延宝三（一六七五）年「其節真川事御仮屋守被仰付御切米四石被成下、庄屋代役李氏庄左衛門江被仰付、利官と名拝領仕申候」（「留帳」、三史料にあり）

エ 延宝五（一六七七）年「其晚山下喜右衛門、爰元御奉行國分仲七左衛門御取次を以九人名拝領被仰付候、（中略）右九人ハ伴屯・金官・大官・頓官・勝賢・可春・利訓・陳訓・龍仙と申者ニ而御座候」（「留帳」、三史料にあり）

オ 貞享二（一六八五）年「其度諸右衛門並原五右衛門兩人へ名拝領也、（御筆にて欣衛謀淳也）」（「東大本」）

このように、拝領した名前は朝鮮風のものである。アの朴清左衛門が貞用となり、ウの李庄左衛門が利官、オの諸右衛門と五右衛門が欣衛、謀淳の名前となつたごとくである。それでは、朝鮮風の名前を拝領するまではどうであつたのかということが問題となるが、これも拝領前の名が和名であつたことがアからオの例を見れば明らかである。渡来して以来、苗代川の渡来陶工達の間では和名が広がつていたことが窺われる。

さらに、苗代川で和名が広がつていたことを示す、興味深い記述がある。それは、「古記留」と「苗代川記」の万治二（一六五九）年の項に「当年池之元塔供養、名字實名不知故名迄記也、尤皆共日本之名ニ而有之候、凡六十二年ニなる」とあり、皆日本の名前であつたことが窺われる。

また、朴貞用、李利官は、苗代川を監督する立場である庄屋に任命さ

れたのをきつかけに名を拝領し、延宝五年に名を拝領した九人の中の伴屯・可春は貞享二年に組織が改正された際、庄屋に代わる監督職の役人になつた人物である。その他の人々も藩主が苗代川に立ち寄つた時に進上物をしたり、藩主から金子を拝領しており、オの「諸右衛門」も、藩

主の前で朝鮮字を書き、読み方を披露したことが記されている。つまり、朝鮮名は藩主からの拝領によつて名乗ることができたもので、和名が一般化していた朝鮮陶工達の間で朝鮮名を拝領したのは、苗代川の中でも藩主に御目見得のできる立場にあつた者など、極めて限られた人々であつたと思われる。

元禄八（一六九五）年になると、和名が一般化していた苗代川に、和名禁止令が出される。すなわち、「留帳」に「大玄院様御參府之節爰元御着被遊御意候ハ、朝鮮筋目之者太郎次郎之名風俗不相應ニ有之候間、名々本国之名ニ可改旨被仰出、憑之改帳相認阿久根御仮屋ニ而差上申候」（「東大本」にも同様の記述がある）と記されており、朝鮮筋目の者が太郎や次郎といった日本の名前であるのはその風俗に不相応だから、皆朝鮮名に改めよという命が藩主綱貴（大玄院）から出されたのである。改名の結果は、改帳に控えられ阿久根御仮屋に提出したと記され、この時点では苗代川の者たちがすべて朝鮮名を持つことになつた。

また、苗代川の人々の風俗が日本式の名前には不相応だつたという一文から、苗代川では朝鮮の風俗がこの頃も保たれていたといつてが判明する。そして以後もこの風俗が保たれていた事実は、苗代川を訪れた人々が記した紀行文にも紹介されている。天明二（一七八二）年頃苗代川を訪れた橘南谿は、著書「西遊記」の中で、「今に至り、其子孫打つづき、朝鮮の風俗の儘にて、衣服、言語も皆朝鮮人にて、日を追うて繁茂

し、數百家となれり」「都て此ノシコロの風俗、皆、惣髪にて、額の上に集めてゆいたり」「衣服は茶色の絹にて袖広く法衣のごとく、上み裾分かれたり」という様子で、朝鮮の風俗がそのまま残つていたことを記している。

享保七（一七二二）年になると、氏字の使用が全面的に許可される。氏字の使用については、「留帳」の享保六年に「御假屋守主山、役人欣達・守碩・春勝事御願申上、代々嫡子壱人ツ、い十院衆中格ニ被仰付、氏字御免被仰付候」と記されており、これ以前にすでに一部許可が出されていた。これに関しては、『旧記雜錄後編』「繼豐公御譜中 正文在文庫覓」（享保七寅九月十八日）に同様の内容の記述があり、享保七年の出来事であつたことを裏付けができる。そして氏字の全面的な許可について、「留帳」には享保七年に「爰元惣人數中江朝鮮壱筋之氏字御免被仰付候」とあり、東大本には享保六年に「朝鮮より銘々持合の氏字御免被下候、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠・車・甲・沈・卞・丁合十七姓也」と記される。この内容についても、前述の「繼豐公御譜中」の中に「苗代川之者共、朝鮮國ニ而之氏、當分十七姓有之由、依之此節より名之上ニ面々之氏を一字ツ、書付候様ニ被仰付候、勿論右通被仰付候儀、名字ニ而ハ無之候、格式茂やはり此中之姿ニ而、少茂品能為被仰付儀ニ而無之候、（中略）此節氏之字御免被成候儀者、本國にて持合之氏之字ニ候故、一字ツ、氏之字書候儀迄を今度御沙汰之上御免被成事候條、右之旨を存聊不致忘却、至以後存違不成合之儀共曾而無之様可相心得候、尤伊集院曇共より諸事申渡儀無違背可相守候」とある。これを見ると、氏字の許可はあくまでも朝鮮での氏の字を書くことを許可したもので、一字を書くものとし、日本でいう名字とは全く

別のものであるとしている。また、風俗も今までどおりであることを記しており、この氏字の許可は、苗代川の朝鮮風俗化をさらに進めるものであった。

ここで、氏字使用の許可にあたつて東大本に記された十七姓についてみてみたい。三史料では、薩摩に着船した人々についての記述はほぼ一致している。すなわち、上陸した土地は、串木野島平、市来神之川、鹿児島前之濱の三カ所で、島平に上陸したのは、安・鄭・李・張・卞・朴・黃・林・車・朱・盧・羅・燕・姜・何・陳・崔・丁の十八姓、神之川は、申・金・盧の三姓で、合計二十姓である。

そして「東大本」の享保六(一七二二)年の項に朝鮮から持ち合させた氏字として記された姓は、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠(盧)・車・甲・沈・卞・丁の十七姓である。島平に上陸した姓の中には、この中に記されていない姓は、安・張・黃・羅・燕の五姓で、安・張は沖縄に陶法指南に行き、黃・羅・燕は渡来てすぐ断絶したとされるため、残りは一五姓である。しかし、享保六年にはこの他に白・沈の姓が加わっている。これらの姓は渡来当時から持ち合せたものとして紹介されているので、この二姓は到来当時の記述の中で具体的に記されていなかつた鹿児島前之濱に着船し、寛文九(一六六九)年に苗代川に移された陶工の姓であると考えられる。このため、渡来当時の姓氏は合計二二姓あったと思われる。この二二姓は、渡来年を文禄年中とした『魔藩名勝考』で紹介されている姓名二十二姓と一致したものである。

さらに、前述の『西遊記』において橘南谿は、「初めとらわれ來たりし姓氏十七氏、所謂、伸・李・朴・卞・林・鄭・車・姜・陳・崔・盧・

沈・金・白・丁・何・朱なり」と記しているが、申氏は後に伸と姓名を代えているので、その内容は、「東大本」の姓と完全に一致している。南谿は、苗代川の庄屋から村の人別帳を見せてもらつていて、あるいはそこに記された姓を渡來した姓として書き記したのではないかと思われる。そうすると、「東大本」の十七姓と南谿の言う十七姓が全く一致していることはうなづける。その後、文政一一(一八一八)年に苗代川を訪れた高木善助もその著書『薩陽往返記事』の中で、「先祖薩州へ來たりしは、纔十七家なりしが、今は數百家あり」と記している。高木は、同書の中で南谿の説は、苗代川のことを含めて諸国の談が、奇に過ぎていることが、自分がその地を訪れてみてわかつたと記しているが、この一七姓については南谿の談に従つたようである。

いずれにしても、苗代川の人々が朝鮮名を名乗り、氏字を使用していたことは、南谿が苗代川を訪れたとき、庄屋が伸伴屯という人物であったこと、苗代川の人別帳に金慶山、白孝基といった名前があつたと記していることなどからも知ることができる。

その後の、名前や風俗に関する政策の動きについては今後の課題として残るが、前述の『薩陽往返記事』には「女は日本名なれど、男は今に朝鮮名にて・・」とあり、ウイーン万博の出品者リストに朝鮮名が記されるなど、参考となる記述も散見される。

むすび

これまで、苗代川に関連する三つの史料について紹介してきたが、今回取り上げた「留帳」「東大本」「黎明館本」は写本類であつて、作成者の意図による誇張された表現等がない、比較的信頼できるものであつた。

「留帳」は、ウイーン万博という明確な目的を持ち、薩摩焼の歴史を紹介する補足的な提出資料に含まれているものであった。そして、これらの三つの史料は、根源を一つにするもので、それからの写本であつたと思われる。

はじめに述べたように、今回の一つの目的は苗代川における焼物の歴史を紹介することにあつたが、今回取り組んだ三史料には、窯や焼物をめぐる当時の状況、作品についての情報は具体的にはほとんど記されていなかつた。しかし、三史料の内容から分かるとおり、薩摩藩は苗代川に対して極めて積極的な政策をとつてゐる。焼物の振興により国益をもたらすことを目的として意図的に構成されていった苗代川であるだけに、藩の支配体制から焼物の状況を窺い知ることは可能であると思われる。

この視点で、当時の焼物の状況の一端を窺うことを試み、結語にかえた

い。

渡来以来藩の最初の保護がなされるまでは、渡来朝鮮陶工たちは非常に厳しい状態にあつた。まず、串木野に着船した人々が住民とのトラブルで苗代川付近に移つてくるが、そのトラブルが焼物小屋で起こつてるので、彼らは薩摩藩の保護が行われる以前から独自に焼物製作を行つていていたことがわかる。現在では串木野窯跡の存在も確認されている。苗代川に移つてから保護までの約三年間の間に焼物が焼かれたかに關しては、今回の資料からは不明である。しかし、苗代川に移つた当時の状況は、非常に哀れなものであつた。

藩の最初の保護が行われてから苗代川に御仮屋が出来るまでの約七〇年間で、薩摩藩内に焼物用の白土が発見されるという、その後の苗代川に対する藩の態度を決定づける出来事があつた。これが大きなきっかけ

となつて、藩が次々に苗代川の発展のための保護策を打ち出している。三史料に記述のある二五〇年間の中では、藩が行つた保護策はこの時期に集中している。

寛永年中（一六二四～一六四四）には、神之川に着船した人々が、寛文九（一六六九）年には城下高麗町にいた人々が苗代川に移された。また、この間二回にわたつて、元々地元の百姓が住んでいた土地を、百姓を別地に移して苗代川の人々に与え、その他にも、焼物の薪用として市来の前山、伊集院の寺脇村・大田村・富田村からも土地が与えられている。保護はこのような土地の提供だけにはとどまらない。彼らに対して行われた最初の保護は、屋敷を二三カ所を与える事であつたが、その後も数回に渡つて一三〇以上の屋敷が与えられた。

寛文六（一六六六）年には、苗代川の住民に無礼があつたら本人は勿論その親族までも罪科に処すとのおふれが出され、延宝三（一六七六）年には、他所に縁組みして苗代川を出ることを禁じ、他から苗代川に入つてくることのみ許可している。このように、藩が苗代川に対して行つた保護策は極めて徹底しており、その発展に並々ならぬ力を注いでいたことが窺われる。

苗代川が一つの郷並の扱いを受けるようになるとそれまで庄屋が兼任してきた焼物の責任者の業務を、専属で行う役職細工主取が二名設けられている。これは、苗代川の焼物の振興を押し進めるための対策と捉えられよう。この時期も、藩主の苗代川の訪問は相変わらずであつた。また、この時期に入つて組織体制が替わつたことにより、これまで約一〇年間にはほとんど見られなかつた焼物新用の土地や屋敷の提供が再び行われている。

この時期までの記述を見ていると、苗代川の発展は極めて順調に進んでいるように見える。しかし、この体制は約三〇年しか続かず、また、元のように苗代川は伊集院支配の中に組み込まれていく。その陰りとも思われる記述が見え始めるのが、享保元（一七一六）年頃である。

享保元年の「留帳」に、役人謀諱が職を断つたため、地頭から順勝が指名されたが翌年には断り、さらに次の下新雪も断わるという記述が見られる。役人とは苗代川の責任者であり、代々高と屋敷が与えられる、

本来ならば名誉ある職と言えるだろうが、この頃その役人職が敬遠されている。これについて、「東大本」に興味深い記述がある。それによれば、地頭長瀬百阿弥の代になると、苗代川というわずかな土地に対しても、郷並の雜費がかかり、郷並の勤めをしなければならないので、役人を申し付けてもすべて断つてしまう。そのため苗代川地頭を引き取つて伊集院支配にしたというのである。

今回取り上げた三史料の記述は、ここで終わっている。しかし、「渡来在附由来記」には、その後焼物が約一〇年間中絶し、焼物主取も置かれず、再び取り立てられたのは、延享（一七四四～一七四八）の末から寛延年中（一七四八～一七五一）であり、その頃は白土や白薬の調合を覚えている者はわずかに五、六人であったと記されている。また、「古記留」には享保一〇（一七二五）年に、諸奉公を百姓同前の扱いにすることを仰せ付けられたとある。

この二つの記述から、伊集院支配に戻つてわずか五、六年の後に苗代川の人々に百姓並の奉公が科せられたことにより、焼物は次第に下火となり、二十数年後の延享末から寛延年間の頃になるまで、その活動が中断したものと思われる。薩摩藩における農民の年貢負担は、八公二民、

すなわち税率八割と言われるほどの重税がかけられていた。苗代川の人々がこのレベルの年貢負担を強いられたとしたら、焼物など造りようもなかつたことは想像に難くない。このような苗代川の焼物には厳しい政策がとられた背景は、現在のところ明らかではない。しかし、この政策がとられる前に見られる苗代川組織の破綻と、全く無縁のものではなかつたであろう。

これまで、苗代川に関する三つの史料の紹介と若干の考察を述べたが、いずれにせよ、今回取り扱つた三つの史料はわずか一五〇年ほど前の記録である。その後の苗代川の展開に関しては今回は明らかにできなかつた。薩摩焼に関しては、現存する文書等から、作られた焼物や窯のできた時期、移り変わりを特定することは極めて困難な状況である。現在、窯跡の発掘調査が徐々に進んでおり、考古学的見地から少しづつその歴史が明らかになってきている。この一文が、今後さらに進んでいく研究の中で、その時代背景を知る参考となれば幸いである。

* 1 『日本陶窯史 薩摩焼總鑑』前田幾千代著 陶器全集（第一八回）

昭和九年十月刊行（陶器全集刊行会）

* 2 昭和六年から一二年にかけて刊行された『陶器全集』（全三〇回）を再構成し、全四卷として刊行したものである。陶磁器の产地ごとにその歴史を紹介している。

* 3 「図解薩摩焼」は、初版の『陶器全集』の編集に関わった小野賢一郎氏によつて命題されたものである。

* 4 小杉氏は、天保五年に阿波徳島に生まれる。明治五年から新政府に出仕し、同一年から東大文学部古典科准講師、同二年には帝室博物館歴史美術部に所属、三年には東京美術学校教授となつてゐる。

* 5 国立国会図書館監修。これによれば、国会図書館は小杉氏から九四点四〇〇冊の本を大正二年から三年に渡つて購入している。

* 6 原本は明治三〇年発行、田中芳男・平山成信編輯、国立国会図書館蔵。これを復刻し、平成一〇年フジミ書房が発行したものを底本とした。

* 7 底本の「記要」には局とのみあり、詳細は不明である。

* 8 ウィーン博覧会の薩摩焼出品作品については、『世界のさつま』「薩摩焼の歴史とその多様性」（山下廣幸氏）に詳しい。また、その時鹿児島県は陶器・硝子器部門で土器及陶ノ茶器類が進歩賞を受賞している。

* 9 黎明館と東京大学史料編纂所が平成九年から共同で進めている。

* 10 東京大学史料編纂所が所有している平安時代後期から明治時代中期までの鹿児島県関係の公的な行政関係資料である。

* 11 『薩摩苗代川新考』（大武進著）一九九六年一一月刊

* 12 『日本庶民生活集成』全二〇巻所収、本文は、この中で紹介されている解説文を底本とした。選者原口虎雄氏によれば、これは原口氏の写本を底本としており、原本は亡失しているとのことである。

* 13 「伊集院由緒記」「魔藩名勝考」などには、慶長八年とある。

* 14 「伊集院由緒記」によれば、苗代川の人々が呼ばれた市来の御仮屋は湊町にあつたとされる。市来湊の御仮屋は、慶長一八年にはその存在が認められ、現在市来町役場となつており、地図で見ると、苗代川から直線で八キロほどの所である。

* 15 「古記留渡海以来之事件」は明治五年に記されたもので、原本は苗代川の玉山神社の宮司をつとめた故松田道康氏の所蔵であった。本書は伊集院の有馬俊郎氏がこれを写したものを底本とした。

* 16 東京大学史料編纂所所蔵『苗代川資料』所収

* 17 東京大学史料編纂所所蔵『苗代川資料』所収。これも箇条書きのスタイルの苗代川に関する記録である。「東大本」と同類のものと思われるが、若干の内容の違いがある。

* 18 「鹿児島県の地名」によると、寿官の陶苑は、仮屋跡地に設けられたという。

* 19 外城が郷と改称されたのは、天明三（一七八三）年のため、本来外城と表記すべきであるが、本文では便宜上郷という表現を使つてゐる。

* 20 『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜一』所収

* 21 現在も薩摩焼の祖として知られており、苗代川に明治一八年に建

立された記念碑が残つてゐる。

* 22 原本の「西遊記」は、橋南谿著、寛政七(一七九五)年刊。本文は

東洋文庫『東西遊記2』(平凡社)所収のものを底本とした。

* 23 「西遊記」(橋南谿著)によれば、申という字は、日本では十二支の申(さる)と読むために、名前の披露の時などに「さる」と発音されるため、人偏をつけて伸の字に改めたという。

